

②大幅な人員削減

行政組織のスリム化と公務員数の純減を図るため、政府全体の目標（５年間で常勤公務員の定員の５％以上を純減）を大きく上回る形で定員の純減を進めることとし、具体的には、

- ① 定型的業務の外部委託や市場化テストによる外部委託の拡大、システムの刷新等による業務そのものの削減、業務の広域的な集約化等による合理化を徹底するとともに、
- ② その一部を活用して、年金保険料の徴収体制の充実等の強化すべき業務への人員シフトを図りながら、

平成１８年度から２４年度までの７年間に、「全国健康保険協会」への移行分を含めて、平成１７年度の人員数に比較して、

- ① 常勤公務員の定員を２０％以上純減するとともに、
- ② 常勤及び非常勤の公務員をあわせて、１万人程度の純減を行うこととしている。

③民間企業的な人事・処遇の導入

職員の能力・実績の評価を任用・給与に反映させる新人事評価を実施することとし、平成１７年１０月より一定職以上の職員を対象に試行に着手し、これらの職員については平成１８年度から、その他の職員については平成１９年度から本格実施することとしている。

④地方組織の抜本改革

平成２０年１０月の新組織の発足に併せて、地方事務官制度に由来する都道府県単位の意識や閉鎖的な組織体質を改めるため、都道府県ごとに配置されている現在の社会保険事務局を廃止した上で、新たにブロック単位の「地方年金局」を設置し、その下に「年金事務所」を設置することとしている。

⑤国民の意向を反映するための体制整備

国民の意向を事業運営に反映させるため、年金受給者や保険料負担者によって構成される「運営評議会」及び「地域運営評議会」を設置することとしている。

（２）業務改革

新組織の発足に向けて、もう一段の業務改革を推進するため、平成１８年通常国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」において必要な措置を講じたところである。（継続審議中）

具体的には、

- ① 住民基本台帳ネットワークから被保険者情報を取得することにより、未加入者への加入勧奨を充実するとともに、被保険者等の氏名・住所変更等の届出を省略できるようにすること等のサービスの向上、

- ② クレジットカードによる保険料納付の実施、大学等が学生の委任を受けて学生納付特例の申請を代行できる仕組みの導入、国民年金保険料の未納者に対し、通常より短期の有効期間の国民健康保険被保険者証の交付を可能にすること、社会保険に密接に関わる事業者（保険医療機関、介護保険事業者、社会保険労務士等）が正当な理由なく保険料を長期未納の場合には、当該事業者の指定等を認めないこととすること等の保険料収納対策の強化、
- ③ 年金事務費について受益と負担の明確化等の観点から保険料を充当できることを恒久化すること、年金福祉施設の設置等の根拠規定であった「施設をすることができる」旨の規定を廃止し、新たに年金相談等の年金給付に関連する事業についての規定を整備すること
- などの措置を講じることとしており、法案の成立後、逐次、着手することとしている。

Ⅱ. 平成17年度に達成すべき 目標に関する実績

- 中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号及び「社会保険庁の事務の実施基準及び準則」（平成13年3月30日付厚生労働省発政第93号厚生労働事務次官依命通達）の規定に基づき、「平成17年度において社会保険庁が達成すべき目標について」（平成17年3月18日付厚生労働省発政第0318001号厚生労働大臣通達）（以下、「達成すべき目標という」）において示された各目標に対する取り組み状況について、とりまとめたものである。
- ※ 「6 その他の業務全般に関する事項（1）、（2）、（3）、（4）」については、社会保険庁が独自に定めた目標に関する取組である。
- ※ 「指標の推移（年度別）」中、「－」については、制度施行前等のため、数値が存在しないもの。

平成17年度に達成すべき目標	1. 適用事務に関する事項
	(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の適用対象事業所（船舶所有者を含む。）の適用を促進する。

1. 指標の推移（年度別）

指標名		単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	(参考) 事業計画
新規適用事業所数	政府管掌健康保険	事業所	55,208	50,880	52,738	57,945	65,010	前年度を上回る
	厚生年金保険	事業所	56,227	51,475	60,649	58,265	66,087	前年度を上回る
	船員保険	事業所	156	147	171	144	227	前年度を上回る
全喪事業所数	政府管掌健康保険	事業所	73,514	75,537	58,985	43,915	43,789	—
	厚生年金保険	事業所	78,276	79,611	62,890	46,092	45,223	—
	船員保険	事業所	352	372	293	218	240	—
適用事業所数 (年度末現在)	政府管掌健康保険	事業所	1,522,868	1,496,270	1,488,205	1,498,226	1,515,290	—
	厚生年金保険	事業所	1,657,585	1,634,720	1,623,766	1,631,671	1,648,101	—
	船員保険	事業所	6,912	6,611	6,460	6,347	6,292	—
巡回説明事業所数	事業所	31,508	37,178	32,428	48,765	53,129	62,076	
重点加入指導実施事業所数	事業所	—	—	—	3,513	4,013	4,064	

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）
<p>1 適用事務に関する事項</p> <p>(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の適用対象事業所（船舶所有者を含む。）の適用を促進する。</p>	<p>未適用事業所の把握及び適用については、制度の適正な運営及び費用負担の公平性を図るため、「政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対する適用促進について（基本通知）」（平成17年3月25日庁文発第0325004号）等の通知に基づき、以下のとおり実施した。</p> <p>これらの取組と経済環境の改善により、新規適用事業所数、適用事業所数は昨年度に比べ増加した。</p> <p>①適用促進対象事業所の選定</p> <p>まず、法務局等で閲覧する商業登記申請書や法人登記申請書の情報、厚生年金保険と雇用保険の適用事業所に関するデータを突合した情報等を活用して、未適用事業所である可能性のある事業所をリストアップし、適用促進対象事業所として選定した。</p> <p>②適用勧奨</p> <p>これら適用促進対象事業所に対しては、電話、文書（勧奨状）、職員や社会保険労務士による巡回説明等により、適用勧奨に努めたところであり、①事業所への巡回説明、②呼出による加入指導（原則として5人以上の事業所）、③戸別訪問等による重点的な加入指導（原則として15人以上の事業所）を実施した。</p> <p>なお、これらの数は、いずれも昨年度に比べ増加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回説明事業所数（社労士委託分）：48,765事業所（16年度）→ 53,129事業所（17年度） ・呼出による加入指導：4,171事業所（16年度）→ 8,563事業所（17年度） ・戸別訪問等による重点的な加入指導：3,513事業所（16年度）→ 4,013事業所（17年度） <p>その他、公共職業安定所より求人申込時の社会保険の加入状況に係る情報提供に加え、他省庁との連携を強化し、地方運輸局等からの貨物自動車運送事業者の社会保険の加入状</p>

況にかかる情報提供を受け、未適用事業所の把握及び加入指導に努めた。

③職権適用の状況

事業主の制度に対する理解不足等の影響から、加入勧奨にもかかわらず、適用されない事例が平成 17 年度も見受けられたことから、引き続き巡回説明及び戸別訪問等による適用加入勧奨及び加入指導により事業主の理解を求めるとともに、重点的な加入指導によっても加入手続を行わない事業所に対しては、平成 17 年度より新たに、立入検査等を行い職権適用を実施することとした。

- ・ 平成 17 年度の職権適用の実施数は、11 事業所

④未適用事業所の状況

平成 17 年度において、雇用保険との突合結果リストや法人登記申請書の閲覧等により適用促進対象事業所として選定した 264,766 事業所のうち、文書指導、巡回説明、呼出指導、戸別訪問指導及び職権適用の結果、「適用に結びついた」又は「既に適用済みであったことが判明」した事業所数は 19,903 事業所、「適用対象外等事業所であることが判明」した事業所数は 46,039 事業所であり、一方、戸別訪問による加入指導をしてもなお未適用のままとなっている事業所数は、平成 18 年 3 月末現在 3,294 事業所であった。

また、平成 17 年度以前の適用促進の結果、各種の適用指導を行ってもなお未適用事業所となっているものを含めると、平成 18 年 3 月末現在において、社会保険庁が未適用事業所として把握している事業所数は、63,539 事業所である。

今後とも、事業主の理解を求め、自主的な届出をしていただくことを基本としつつ、度重なる加入指導によっても届出を行わない事業主に対しては、職権による適用を含めた厳しい姿勢で取り組むこととしている。

⑤全喪届の適正化

全喪事業所数については、平成 15 年度から全喪届を法令上位置づけるとともに、適用事業所に該当しなくなったことを証する書類の添付を義務づけたこと、また、平成 16 年

9月には、全喪届に係る事務処理の適正化を図るため、全喪届の総点検を実施したこと等の取組により、昨年度に引き続き減少した。

- ・政府管掌健康保険：43,915事業所(16年度) → 43,789事業所(17年度)
- ・厚生年金保険：46,092事業所(16年度) → 45,223事業所(17年度)

⑥船員保険の適用の適正化

船員保険の適用の適正化については、「船員保険の適用の適正化について」(平成16年12月8日庁保発第1208001号)等の通知を発出し、実施している。

具体的には、地方運輸局等において、雇用契約公認審査の際に船員保険の適用を確認し、船員保険への加入が確認できない場合の通報、船員労務官からの通報及び船員法適用船舶所有者名簿等の閲覧により、適用対象船舶所有者等を把握し、適用指導の実施に努めた。

(注) 適用促進の手順

- ① 未適用事業所の把握
- ② 文書による加入指導
- ③ 巡回説明(社会保険労務士等による適用促進の趣旨や保険制度の説明)
- ④ 呼出による加入指導
(原則として5人以上の事業所)
- ⑤ 戸別訪問等による重点的な加入指導
(原則として15人以上の事業所)
- ⑥ 立入検査等による職権適用
(20人以上の事業所)

平成17年度に達成すべき目標	1. 適用事務に関する事項
	(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の適用事業所からの、被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額及び標準賞与額等に係る適正な届出を促進する。 【数値目標】適用事業所数に対する事業所調査件数（定時決定調査を除く。）の割合：4分の1以上

1. 指標の推移（年度別）

指標名		単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
被保険者数 (資格取得分)	政府管掌健康保険	人	4,376,074	4,327,146	4,399,549	4,529,561	4,703,201
	厚生年金保険	人	6,006,391	7,132,177	6,313,337	6,453,507	6,904,641
	船員保険	人	28,437	25,606	23,113	25,210	28,745
被保険者数 (資格喪失分)	政府管掌健康保険	人	4,656,575	4,637,648	4,370,698	4,401,356	4,478,890
	厚生年金保険	人	6,598,151	6,598,546	6,261,365	6,069,532	6,375,211
	船員保険	人	32,166	30,022	26,524	26,228	29,119
被保険者数 (年度末現在)	政府管掌健康保険	人	19,124,131	18,811,690	18,815,485	18,930,749	19,156,318
	厚生年金保険	人	31,575,928	32,144,195	32,120,748	32,491,043	33,021,689
	船員保険	人	78,153	73,438	68,949	66,081	64,834
被扶養者数 (年度末現在)	政府管掌健康保険	人	17,174,814	17,068,778	16,706,702	16,685,610	16,493,297
	船員保険	人	134,211	124,930	116,197	108,705	103,105
定時決定時調査件数		事業所	715,057	671,798	498,922	392,027	355,420
調査官総合調査件数		事業所	344,175	329,570	307,570	329,464	376,818
資格関係事業所調査件数		事業所	—	—	—	—	496,954
賞与支払事業所数 (年度延数)	政府管掌健康保険	事業所	—	—	1,678,038	1,671,868	1,645,961
	厚生年金保険	事業所	—	—	1,959,536	1,957,551	1,932,383
	船員保険	事業所	—	—	4,254	4,199	4,099

※「資格関係事業所調査件数」は、「調査官総合調査件数」を含み、「定時決定時調査件数」を除いた数。

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）
<p>1 適用事務に関する事項</p> <p>(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の適用事業所からの、被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額及び標準賞与額等に係る適正な届出を促進する。</p> <p>【数値目標】</p> <p>適用事業所数に対する事業所調査件数（定時決定調査を除く。）の割合：4分の1以上</p>	<p>①適正届出の励行促進</p> <p>適正届出の励行促進については、事業所調査の際の事業主に対する指導の実施、事業主を対象とした新規適用事業所説明会、算定基礎説明会などにおいて徹底を図るとともに、定時決定時の調査（船員保険においては、標準報酬実態調査での実施）及び各種広報媒体（チラシ・パンフレットの配布及び各種広報誌での説明）による制度の周知を図り、適正な届出の励行に努めた。</p> <p>特に、事業主の利便性の向上及び負担の軽減を図る観点から、インターネットによる届出や電子媒体による届出を促進するとともに、適正な届出の励行に努めた。</p> <p>しかしながら、制度に対する理解が得られない事業主より、適正な届出がなされていない事例が平成17年度も見受けられたことから、引き続き各種説明会の開催及び各種広報媒体による制度の周知を図ることにより適正な届出の励行に努めていくこととしている。</p> <p>②事業所調査の実施</p> <p>平成17年度において、社会保険調査官等が行う事業所調査に係る数値目標を、「適用事業所数に対する事業所調査件数（定時決定調査を除く。）の割合が、4分の1以上となること」と定め、過去の調査実績等から届出が適正に行われていないと判断される事業所や短時間就労者が多い事業所について、重点に実施した。</p> <p>その結果、資格関係事業所調査件数は496,954ヶ所となり、適用事業所数（1,631,671ヶ所）の30.4%と目標を上回った。</p> <p>また、事業所調査により資格得喪関係や標準報酬月額の修正を行ったことにより、保険料の適正化を図った金額（効果額）は、健康保険で30億6千万円、厚生年金保険で53億9千万円となり、前年度の実績を上回った。</p>

事業所調査による保険料適正化の効果額

(単位：百万円)

	事 項	平成 16 年度	平成 17 年度
健康保険	資格得喪関係	1,698	1,725
	標準報酬月額関係	1,295	1,339
	計	2,993	3,064
厚生年金保険	資格得喪関係	3,283	3,399
	標準報酬月額関係	1,859	1,991
	計	5,142	5,390

(注) 事業所調査・・・適用事業所における被保険者の資格取得、喪失及び報酬等の届出状況等について、社会保険調査官等が行う調査をいう。
社会保険調査官・・・健康保険、船員保険及び厚生年金保険の事業所調査を主に行う職員をいう。

※ 平成 18 年度からは、事業所の実地調査において外国人労働者数等を把握することとし、今後の指導に活用する。また、派遣労働者の適用の適正化として、都道府県労働局と連携し、効率的・効果的な事業所の調査手法を検討し、実施することとしている。

平成17年度に達成すべき目標	1. 適用事務に関する事項
	(3) 住民基本台帳ネットワークにより把握した20歳到達者を国民年金に完全適用することにより年金制度未加入者の発生を防止する。 【数値目標】20歳到達者の適用率：100%

1. 指標の推移（年度別）

指標名		単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	(参考) 事業計画
20歳到達者の適用率		%	—	100	100	100	100	100
届出による20歳到達者の適用数		人	830,683	603,650	646,259	657,256	608,720	—
20歳到達者の職権適用数		人	464,288	663,259	671,252	630,674	620,124	—
被保険者数 (国民年金第1号 及び第3号被保険 者数)	資格取得者数	人	8,099,228	7,320,298	7,236,868	6,796,138	6,576,974	—
	資格喪失者数	人	7,759,616	7,124,016	7,346,616	7,127,225	6,916,303	—
	年度末現在	人	33,407,544	33,603,769	33,494,021	33,162,957	32,825,823	—
	(うち第1号被保 険者数)	人	22,073,886	22,367,916	22,399,900	22,169,521	21,903,485	—
	(うち第3号被保 険者数)	人	11,333,658	11,235,853	11,094,121	10,993,436	10,922,338	—

※第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）
<p>1 適用事務に関する事項</p> <p>(3) 住民基本台帳ネットワークにより把握した20歳到達者を国民年金に完全適用することにより年金制度未加入者の発生を防止する。</p> <p>【数値目標】 20歳到達者の適用率：100%</p>	<p>国民年金の20歳到達者の把握及び20歳到達者の完全適用については、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等の一部の施行に伴う国民年金事務の取扱いについて（通知）」（平成14年1月28日庁保険発第2号）及び「行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行に伴う20歳到達者に対する適用勧奨にかかる事務の取扱いについて（通知）」（平成15年3月7日庁保険発第589号）に基づき実施しており、国民年金事業の適正な運営を図るとともに、国民の年金権を確保するため20歳到達者の完全適用に努めた。</p> <p>①20歳到達者の把握</p> <p>具体的には、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）から取得した20歳到達者情報（住基ネットに参加していない市町村については、市町村が保有する20歳到達者情報）及び市町村の協力により得られた在日外国人に係る20歳到達者情報と社会保険庁で保有する第二号被保険者情報を突合し、第一号被保険者となる者を把握した。</p> <p>②加入勧奨及び職権適用</p> <p>把握した者については、文書による加入勧奨を行い、加入勧奨によっても届出のない者については、職権により、制度の趣旨に則り年金手帳を作成のうえ、直接送付し、又は戸別訪問により職員が持参し、国民年金制度の意義・役割を説明し、制度に対する理解を求めることにより、完全適用を行った。</p>